「第十一次山口市高齢者保健福祉計画」 「第十次山口市介護保険事業計画」策定について

令和7年8月

高齢福祉課 介護保険課

目 次

1	計画の位置づけ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	1
2	計画期間・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	l
3	策定の方向性・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	l
4	策定体制 ・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	l
5	策定スケジュール	,				•	•									•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	Ξ	3

1 計画の位置づけ

「高齢者保健福祉計画」は老人福祉法第20条の8第1項に基づき、また、「介護保険事業計画」は介護保険法第117条第1項に基づき一体的に策定し、本市のまちづくりの基本指針である「第二次山口市総合計画」における高齢者の保健福祉施策を実現するための部門計画として位置づけています。

2 計画期間

計画期間は、令和9年度から令和11年度までの3年間とします。

3 策定の方向性

今後、国が示す予定とされている「第10期介護保険事業計画に関する基本方針(案)」を踏まえ、計画を策定することとします。計画策定にあたっては、各種調査を実施する必要があるため、令和7年夏頃に予定されている「計画策定に向けた各種調査等に関する説明会」の後、調査の実施方法や調査結果の活用方法を検討した上で、本市において各種調査を実施し、その調査結果を反映した計画策定を行うものとします。

4 策定体制

(1)市民参加

① 各種調査の実施(予定)

調査名	対象者						
在宅介護実態調査	要支援・要介護の高齢者						
すこやか長寿アンケート (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	要介護以外の高齢者						
介護保険施設等入所申込状況調査	市内介護保険施設						
介護人材実態調査	市内介護サービス事業所及び介護職員						

- ② パブリックコメント
- ③ 「山口市すこやか長寿対策審議会」への公募委員の参画及び審議会の公開

(2)審議体制

「山口市すこやか長寿対策審議会」において審議を行っていただきます。

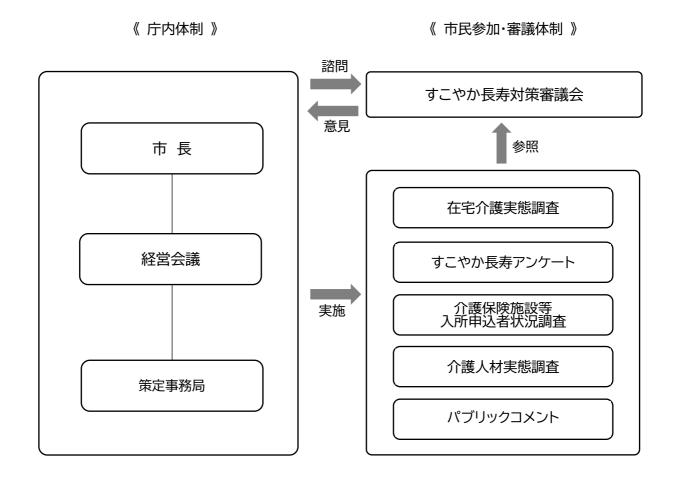
(3) 庁内体制

① 経営会議

計画策定に係る重要な事項の協議を行います。

② 策定事務局

計画策定に係る事務は、健康福祉部内の策定事務局(高齢福祉課・介護保険課)にて行います。



5 策定スケジュール

年月		予定										
令和7年		【審議会】										
	8月	「第十一次山口市高齢者保健福祉計画・第十次山口市介護保険事業計画」の策定に										
		ついて										
	9月											
	10月			・在宅介護実態調査								
		【審議会】										
	11月	「第十一次山口市高齢者保健福祉計画	・すこやか長寿アンケート									
	1 1/3	山口市介護保険事業計画」の策定につ	・介護保険施設等入所申込者									
		すこやか長寿アンケートの実施につい	状況調査									
	12月		・介護人材実態調査									
令和8年	1月											
		【審議会】										
	2月	「第十一次山口市高齢者保健福祉計画										
		山口市介護保険事業計画」の策定につ	H									
	3月	 	L									
	4月	【国からの基本的考え方の提示】										
	5月	【審議会】アンケート結果概要報告										
	6月	【国からの基本指針案の提示】										
	7月	<u> </u>										
	8月											
	9月	【審議会】アンケート結果分析										
	10月	【審議会】計画素案										
	11月		経営会議・	執行部説明会								
	12月		パブリックコメント(12~1月)									
令和9年	1月	【審議会】計画素案(意見反映後)										
	2月	【審議会】計画最終案	介護保険料の最終設定									
	3月		経営会議⇒計画策定・公表									